


		<h1>ロシア</h1>		
生物多様性条約	○	 名古屋議定書	ITPGRFA	
法制度の状況				
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生物多様性条約に対応した新たな国内ルールを検討中 (H29.3 現在)。”Strategy and Executive Plan for the Conservation of Biodiversity within the Russian Federation” (2014)では、2020 年までに名古屋議定書に批准し国内制度を作成することとなっている。 				
利用方法				
<ul style="list-style-type: none"> ➤ バビロフ植物遺伝資源研究所 (VIR: N.I.Vavilov Institute of Plant Genetic Resources) が保存している遺伝資源については、比較的容易にアクセスできるが、データベース等から注文するシステムはない。 ➤ 探索については、利用促進事業で設定した枠組みを活用して、農林水産省からバビロフ研究所に対して協力を要請。 				
対象とする遺伝資源				
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 飼料作物、野菜、花き。 ➤ 当初は、中小種苗会社が興味を示すと考えられるアブラナ科を想定。 				
取組経緯				
H26	<u>H26.3 ロシア訪問【利用促進事業】</u>			
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用促進事業のコンセプト・趣旨を説明。 			
	<u>H27.2 ロシア訪問【利用促進事業】</u>			
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ロシア側の担当者が変わったことから改めて利用促進事業について説明。日本への招聘を打診。 			
	<u>H27.3 日本へ招聘【利用促進事業】</u>			
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ VIR 所長を日本へ招聘。遺伝資源の共同研究に関する文書作成で合意。 ➤ VIR の概要や遺伝資源について海外遺伝資源の利用促進に関する勉強会メンバーに講演。 <p>⇒担当者が変わったことからやや協議が止まったが、VIR 所長を日本に招へいし、前向きな議論ができた。</p>			
H27	<u>H27.12 ロシア訪問【利用促進事業】</u>			
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 合意文書のタームシートを作成して、内容について協議。 			
	<u>H28.2 日本で国際ワークショップ開催【利用促進事業】</u>			
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農林水産省 (日本) と VIR (ロシア) の間で、ロシアの農場 (一部 CIS 諸国についても仲介可能) での in-situ の植物遺伝資源の共同探索を促進することについて、合意文書 (ROD) に署名。 ➤ 当該文書で定める共通条件の下、日本の大学、研究機関、試験機関、種苗会社、個人育種家、その他の関係団体 (以下、「日本側パートナー」と総称。) は、VIR との植物遺伝資源アクセスを伴う共同探索プロジェクトに合意することができる。 <p>⇒農林水産省と VIR との間で遺伝資源の利用に関する合意文書を署名するに至った。</p> <p>⇒また、日本の大学や民間企業の中で VIR との共同研究に興味を持つ者もいた。</p> <p>⇒共同探索に関しては、日本側から資金を提供する必要があるが、どの程度の資金が必要かという見積もりも示されている。</p>			

H28	<p>➤ ロシアの遺伝資源に興味を持っている研究者、企業がいたため、VIRの極東ステーション (Far East Experiment Station) への訪問を希望したところ難色を示される。</p> <p>H29.2 日本へ招聘【利用促進事業】</p> <p>➤ ワークショップを開催。VIR 国際関係部長より日本の種苗会社、研究者等に対して、ロシアでの探索の様子等についてプレゼンテーション。</p>
H29	<p>H30.2 ロシア訪問【本事業】</p> <p>➤ H30 年度以降の探索計画について協議。</p> <p>➤ ロシア国内及び CIS 諸国において探索を実施した場合の見積もりを入手。</p>

これまでの成果

■遺伝資源利用の枠組み設定

- 利用促進事業を通して、農業省と VIR との間で、ロシアと CIS 諸国の農場及び in-situ の植物遺伝資源の共同探索を促進することに関する合意文書に署名した。
- その後、当局関係者を招聘し、合意に基づく具体的な協力活動の実施に向けて、我が国関係者（種苗会社、公的研究機関、大学等）との間で意見交換を行う場を設定（2017年3月1日）した。

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：バビロフ植物遺伝資源研究所（VIR）
- ② 合意年月日：2016年2月16日
- ③ 目的：PGRの共同探索に関する公的基盤を構築し、日露両国の農場及び生息域内保全のPGRへのアクセスを促進。
- ④ 合意内容のポイント：
 - VIR と日本側機関（大学、研究機関、種苗会社等）は、作業計画を作成し、個別契約を締結した上で、共同探索を実施。日本側機関は、ロシアにおける共同探索に必要な経費を可能な限り提供。共同探索による収集素材は、両者で等しく配分。収集素材の特性評価結果は、両者の共有財産。
 - 収集素材を利用して得られた成果物を商業化する場合は、売り上げの0.77%を相手側に支払う。ただし、さらなる研究・育種のために他者が制限なく利用できる場合は、支払い義務はなし。
 - 有効期間は、2021年2月15日まで（延長可）。

今後の課題

- 合意文書を活用した探索について調整中。

カウンターパートに関する所見

バビロフ植物遺伝資源研究所（VIR : N.I.Vavilov Institute of Plant Genetic Resources）

- 世界でも有数のジーンバンクであり、遺伝資源の利用については現在オープンな姿勢をとっており、中央政府での遺伝資源利用に関する手続きを必要としていない。
- 感触として十分な予算がないことから、共同研究の予算を持って交渉すれば比較的前向きな反応が期待できる。
- CIS 諸国の遺伝資源アクセスについても影響力を有しているとのことであるが、実際にどの程度の影響力があるかは不明。国によって異なる可能性あり。
- 極東ステーションの訪問について、極東ステーションはもともと別の研究機関であり、VIR 本部によるアレンジがやや難しい可能性がある。

留意点

➤ CIS 諸国についてはあくまで独立国であり、VIR が交渉の仲介を行うこととなる。また、対象とする国によって、交渉の難度が異なる。